

（四） 市町村特別給付

1 市町村特別給付の現状及び課題

桑名市では、従前、市町村特別給付^{（注249）}を実施していませんでした。

しかしながら、市町村特別給付の財源は、専ら高齢者によって負担される保険料です^{（注250）}。

したがって、市町村特別給付については、法定の介護給付及び予防給付以外の市町村独自の給付^{（注251）}として、高齢者相互間の支え合いを制度化する意義が認められます。

この点、他の市町村でも、市町村特別給付を活用する例が見受けられます。

このため、桑名市でも、地域の実情に応じた市町村特別給付の活用を検討することが求められます^{（注252）}。

注249 市町村特別給付とは、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるものをいう（介護保険法第2条第1項及び第18条第3項）。

注250 市町村特別給付は、国、都道府県等の負担等（介護保険法第121～128条）の対象とならないため、その財源は、専ら第1号被保険者より徴収される保険料（同法第129条）である。

注251 市町村は、要介護者又は要支援者に対し、介護給付及び予防給付のほか、条例で定めるところにより、市町村特別給付を実施することができる（介護保険法第62条）

注252 「ニーズ調査の結果から地域課題を把握し、地域の実情に応じた施策を設計するためには、法定給付の枠組みにとらわれず、市町村特別給付、地域支援事業、また必要に応じて一般財源を活用して、市町村独自の施策を立案することも考えられる。」とされている（平成25年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業」報告書（平成26年3月地域包括ケア研究会））。

2

市町村特別給付の実施に関する基本的な方針

桑名市では、平成27年度より、次のとおり、市町村特別給付を創設します。

(1) 「おむつ助成サービス」（仮称）及び「訪問理美容サービス」（仮称）

桑名市では、在宅の高齢者に対する支援が入所の高齢者に対する支援と著しく不均衡にならないよう、従前、

- ① 「桑名市おむつ助成事業」
- ② 「桑名市訪問理美容サービス事業」

を実施しました。

それを踏まえ、当面、要介護5・4と認定された在宅の高齢者を対象として、

- ① 「おむつ助成サービス」（仮称）
- ② 「訪問理美容サービス」（仮称）

を創設します。

この場合においては、国民の共同連帯の理念^{（注253）}に基づいて利用者負担、保険料負担及び公費負担を組み合わせる介護保険制度に整合的な内容となるよう、利用者負担を見直します。

このような取扱いにより、給付と負担との関係が明確になります。

また、

- ① 「桑名市おむつ助成事業」
- ② 「桑名市訪問理美容サービス事業」

が廃止されるため、厳しい財政状況にある桑名市一般会計に貢献する効果も、期待されます。

注253 「国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。」とされている（介護保険法第4条第2項）。

なお、従前に介護保険制度の枠外で実施された「桑名市おむつ助成事業」は、主として、在宅の要介護５・４の認定者を世話する家族の負担を軽減するためのものでした。

これに対し、今後介護保険制度の枠内で提供される「おむつ助成サービス」（仮称）は、在宅の要介護５・４の認定者を対象として、本人の自立を支援するためのものとなります。

このため、将来的には、市町村特別給付の実施状況を踏まえ、保険料負担の水準に対する影響も勘案しながら、

- ① 居住系の在宅サービスである認知症対応型共同生活介護^{（注254）}を利用する要介護５・４の認定者
- ② 賃貸住宅であるサービス付き高齢者向け住宅に入居する要介護５・４の認定者

等を「おむつ助成サービス」（仮称）の対象とするかどうかについて、検討します。

注254 認知症対応型共同生活介護については、おむつ代が日常生活費として地域密着型介護サービス費の範囲より除外される（介護保険法第４２条の２第１項及び第２項第３号並びに介護保険法施行規則第６５条の３第３号ハ）。

(2) 「通院等乗降介助サービス」（仮称）

現行の介護保険制度では、通院等乗降介助は、要介護者に対する訪問介護の対象とされていますが、要支援者に対する介護予防訪問介護の対象とされていません。

したがって、桑名市では、次に掲げる問題点が認められます。

第1に、在宅の高齢者について、生活機能の向上を実現し、要介護から要支援へ移行することは、介護予防に資するサービスの提供が効を奏したことを意味します。

しかしながら、在宅の高齢者が要介護から要支援へ移行することに伴い、現場で混乱を生じる事例も、見受けられます。

第2に、入院の高齢者については、在宅復帰を支援する退院調整を円滑に実施することが求められます。

しかしながら、退院に引き続いて通院を必要とする入院の高齢者が要支援と認定されることに伴い、現場で混乱を生じる事例も、見受けられます。

このため、次に掲げる高齢者を対象として、6か月に限り、要介護者に対する訪問介護とおおむね同様に通院等乗降介助を提供する「通院等乗降介助サービス」（仮称）を創設します。

- ① 要介護から要支援へ移行した在宅の高齢者
- ② 要支援2・1と認定された退院の高齢者

(3) 「短期集中予防サービス」

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象とするものです。

しかしながら、高齢者が要介護から要支援へ、あるいは、要支援から要介護へ移行する事例も、少なくありません。

また、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者のほか、要介護者についても、「短期集中予防サービス」を提供することにより、生活機能の向上を実現することが可能である事例は、想定されます。

このため、要介護者を対象として、「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスC（短期集中予防サービス）」又は「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」に相当する次に掲げる「短期集中予防サービス」を創設します。

- ① 「栄養いきいき訪問」（仮称）
- ② 「お口いきいき訪問」（仮称）
- ③ 「くらしいきいき教室」（仮称）

(4) その他

将来的には、

- ① 公募で選考された事業者へ委託し、栄養改善及び安否確認を必要とする高齢者を対象として、配食を提供するサービス
- ② 公募で選考された事業者へ委託し、安否確認を必要とする高齢者を対象として、生活相談を提供するサービス

等について、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象とすることも、想定されます。

この場合においては、

- ① 要支援者及び「基本チェックリスト」該当者と同様なサービスに対するニーズが要介護者に認められるかどうか
- ② 保険料負担の水準に対する影響

等を勘案しながら、市町村特別給付の対象とするかどうかを検討します。

3

市町村特別給付の量の見込み

(1) 「おむつ助成サービス」（仮称）及び「訪問理美容サービス」（仮称）

イ 「おむつ助成サービス」（仮称）

利用者数については、要介護５・４の認定者（居住系の在宅サービス又は施設サービスの利用者を除く。）のうち、「おむつ助成サービス」（仮称）を利用するものの比率を４６．９％^{（注255）}と想定した上で、年度ごとに、見込みを推計しました。

また、給付費については、

- ① サービス単価を６，０００円／月、利用者負担を１０％に設定する
- ② 平成２７年７月より、「おむつ助成サービス」（仮称）が提供されるものと想定した上で、年度ごとに、見込みを推計しました。

【図表５－１－１】利用者数の推計

単位：人／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
324	355	385	461	583

【図表５－１－２】給付費の推計

単位：千円／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
12,831	18,744	20,328	24,341	30,783

注255 桑名市における要介護５・４の認定者（居住系の在宅サービス又は施設サービスの利用者を除く。）は、平成２６年９月には、６７６人（＝１，２８０人－６０４人）であった。そのうち、「桑名市おむつ助成事業」の利用者は、４６．９％に相当する３１７人であった。

ロ 「訪問理美容サービス」（仮称）

利用者数については、要介護５・４の認定者（居住系の在宅サービス又は施設サービスの利用者を除く。）のうち、「訪問理美容サービス」（仮称）を利用するものの比率を７．４％^{（注256）}と想定した上で、年度ごとに、見込みを推計しました。

また、給付費については、

- ① サービス単価を５，０００円／月、利用者負担を５０％に設定する
- ② 平成２７年７月より、「訪問理美容サービス」（仮称）が提供されるものと想定した上で、年度ごとに、見込みを推計しました。

【図表５－２－１】利用者数の推計

単位：人／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成32年度	平成37年度
52	56	61	73	92

【図表５－２－２】給付費の推計

単位：千円／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成32年度	平成37年度
146	209	228	272	343

注256 桑名市における要介護５・４の認定者（居住系の在宅サービス又は施設サービスの利用者を除く。）は、平成２６年９月には、６７６人（＝１，２８０人－６０４人）であった。そのうち、「桑名市訪問理美容サービス事業」の利用者は、７．４％に相当する５０人であった。

(2) 「通院等乗降介助サービス」(仮称)

利用回数については、

- ① 平成27年度には、利用者数が8人／月、1人当たりの利用回数が8回／月である
- ② 平成27年7月より、「通院等乗降介助サービス」(仮称)が提供されるものと想定した上で、75歳以上人口の伸び率を勘案することにより、平成28・29・32・37年度の見込みを推計しました。

また、給付費については、

- ① サービス単価を訪問介護の通院等乗降介助に相当する水準
- ② 利用者負担を30%

に設定するものと想定した上で、利用回数に訪問介護の通院等乗降介助の基本報酬(97単位／回)の70%に相当する額を乗じることにより、年度ごとに、見込みを推計しました。

【図表5-3-1】利用回数の推計

単位:回／年

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
576	798	826	903	1,066

【図表5-3-2】給付費の推計

単位:千円／年

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
783	1,084	1,122	1,227	1,448

(3) 「短期集中予防サービス」

イ 「栄養いきいき訪問」(仮称)

利用者数については、

- ① 平成27年度には、利用者数が5人／月である
- ② 平成27年7月より、「栄養いきいき訪問」(仮称)が提供されるものと想定した上で、75歳以上人口の伸び率を勘案することにより、平成28・29・32・37年度の見込みを推計しました。

また、給付費については、サービス単価及び利用者負担割合を新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の「栄養いきいき訪問」(仮称)に相当する水準に設定するものと想定した上で、年度ごとに、見込みを推計しました。

【図表5-4-1】利用者数の推計

単位:人／年

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
45	63	65	71	84

【図表5-4-2】給付費の推計

単位:千円／年

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
1,053	1,475	1,521	1,662	1,966

ロ 「お口いきいき訪問」（仮称）

利用者数については、

- ① 平成27年度には、利用者数が5人／月である
- ② 平成27年7月より、「お口いきいき訪問」（仮称）が提供されるものと想定した上で、75歳以上人口の伸び率を勘案することにより、平成28・29・32・37年度の見込みを推計しました。

また、給付費については、サービス単価及び利用者負担割合を新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の「お口いきいき訪問」（仮称）に相当する水準に設定するものと想定した上で、年度ごとに、見込みを推計しました。

【図表 5－5－1】利用者数の推計

単位：人／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成32年度	平成37年度
45	63	65	71	84

【図表 5－5－2】給付費の推計

単位：千円／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成32年度	平成37年度
567	794	819	895	1,059

ハ 「くらしいきいき教室」（仮称）

利用者数については、

- ① 平成27年度には、利用者数が7人／月である
- ② 平成27年7月より、「くらしいきいき教室」（仮称）が提供されるものと想定した上で、75歳以上人口の伸び率を勘案することにより、平成28・29・32・37年度の見込みを推計しました。

また、給付費については、

- ① サービス単価及び利用者負担割合を新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の「くらしいきいき教室」（仮称）に相当する水準に設定する
- ② 対象者の3分の1が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」するものと想定した上で、年度ごとに、見込みを推計しました。

【図表5－6－1】利用者数の推計

単位：人／年

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
63	88	91	99	117

【図表5－6－2】給付費の推計

単位：千円／年

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
7,735	10,817	11,186	12,154	14,364

4 市町村特別給付費の見込み

【図表 5－7】市町村特別給付費の見込み

単位：千円／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
23,113	33,121	35,202	40,549	49,961

（五） 保健福祉事業

1 保健福祉事業の現状及び課題

桑名市では、従前、保健福祉事業^{（注257）}を実施していませんでした。

しかしながら、保健福祉事業の財源は、専ら高齢者によって負担される保険料です^{（注258）}。

したがって、保健福祉事業については、法定の地域支援事業以外の市町村独自の事業として、保険料を還元する意義が認められます。

この点、他の市町村でも、保健福祉事業を活用する例が見受けられます。

このため、桑名市でも、地域の実情に応じた保健福祉事業の活用を検討することが求められます。

^{注257} 市町村は、地域支援事業のほか、必要な事業を実施することができる（介護保険法第115条の48）。

^{注258} 保健福祉事業は、国、都道府県等の負担等（介護保険法第121～128条）の対象とならないため、その財源は、専ら第1号被保険者より徴収される保険料（同法第129条）である。

2

保健福祉事業の実施に関する基本的な方針

桑名市では、平成27年度より、保健福祉事業を創設します。

すなわち、本計画の対象期間である平成27～29年度には、3年でおおむね対象者を一巡するよう、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施します。

具体的には、在宅の高齢者のうち、

- ① 要介護2・1又は要支援2・1と認定された高齢者
- ② 一般高齢者

を対象として、郵送のほか、民生委員又は地域包括支援センターの職員による未提出者に対する訪問により、記名式で、厚生労働省が提示した質問を内容とする調査票による「日常生活圏域ニーズ調査」を実施します。

その結果については、保険料を還元する一環として、次に掲げる指標に基づく生活機能の判定を内容とする「個人結果アドバイス表」を送付します。

- ① 「基本チェックリスト」
- ② 「バーセルインデックス」
- ③ 「老研式活動能力指標」
- ④ 「認知機能障害程度（CPS）」
- ⑤ 「簡易式転倒チェックシート」

また、桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会が事業を運営する、あるいは、民生委員、食生活改善推進員、健康推進員、地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ等が活動を展開する基礎となるよう、データを日常生活圏域別に集計した報告書を公表します。

3

保健福祉事業の量の見込み

【図表 6－1】対象者数の推計

単位：人／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
11,384	11,384	11,384	11,844	11,987

4

保健福祉事業費の見込み

【図表 6－2】保健福祉事業費の見込み

単位：千円／年

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
11,554	11,554	11,554	12,018	12,159

(六) 保険料

1

桑名市介護保険特別会計の現状及び課題

介護保険制度は、保険給付に充当するために必要な保険料を徴収する社会保険方式を基本とするものです^(注259)。

したがって、介護保険の保険者である市町村では、介護保険に関する収入及び支出は、介護保険に関する特別会計で経理されます^(注260)。

この場合においては、介護保険に関する費用負担は、

- ① 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）
- ② 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）
- ③ 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」
- ④ 包括的支援事業及び任意事業

の区分に応じ、

- ① 第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料負担
- ② 国、都道府県及び市町村の公費負担

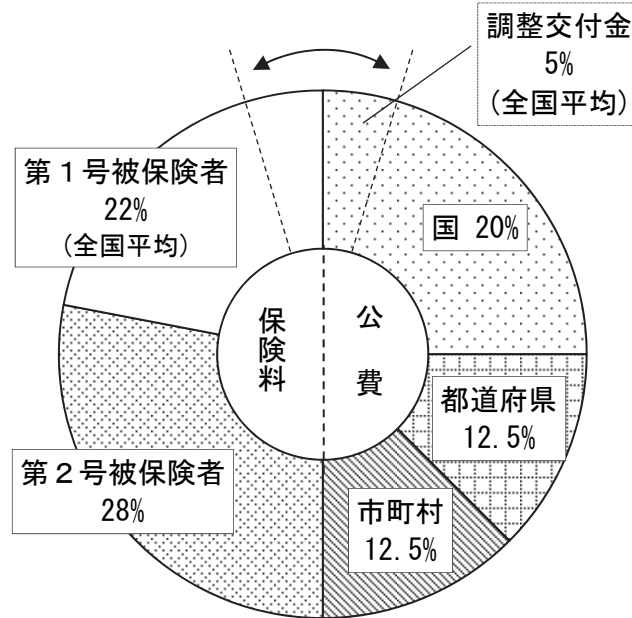
の組合せです【参考112】

^{注259} 市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない（介護保険法第129条第1項）。なお、市町村は、第2号被保険者より、保険料を徴収しない（同条第4項）。

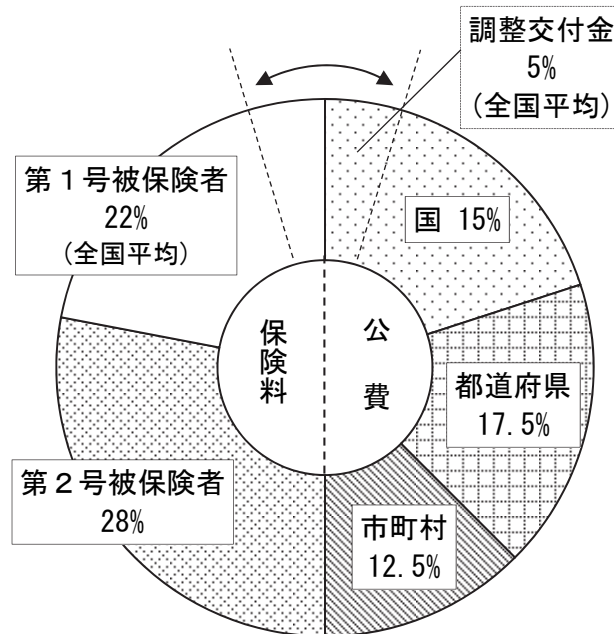
^{注260} 市町村は、介護保険に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならない（介護保険法第3条第2項）。

【参考 1 1 2】介護保険に関する費用負担

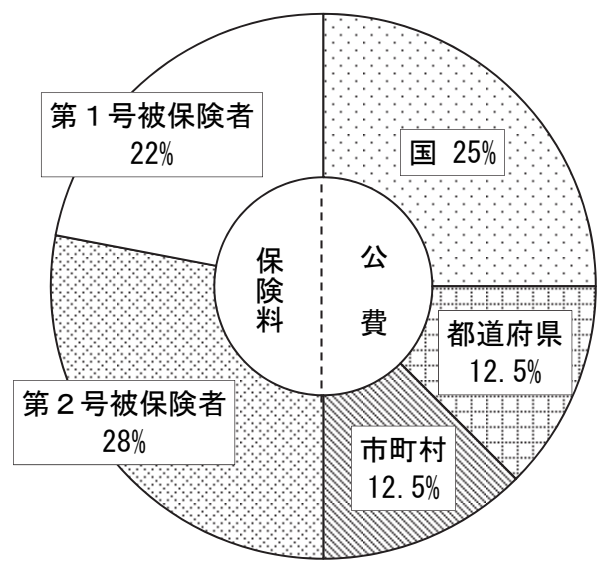
介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）
及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）



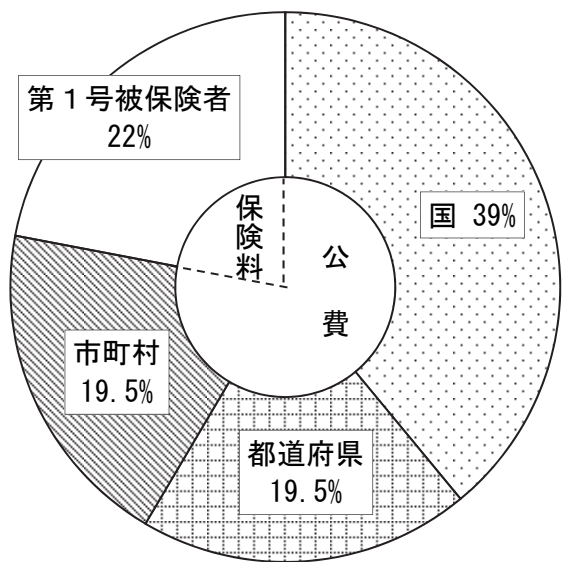
介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）
及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）



新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」



包括的支援事業及び任意事業



この点、桑名市介護保険特別会計では、平成24・25年度には、おおむね財政の均衡が確保されました。

【図表7－1】桑名市介護保険特別会計の歳入歳出及び介護給付費準備基金の推移

単位：円

区 分	平成24年度	平成25年度
歳入	8,420,480,292	8,840,583,973
保険料	1,809,563,586	1,893,384,506
分担金及び負担金	2,251,574	2,116,144
使用料及び手数料	101,200	102,550
国庫支出金	1,719,328,726	1,851,872,013
支払基金交付金	2,281,829,714	2,417,619,033
県支出金	1,178,910,757	1,223,335,699
財産収入	605,156	801,465
繰入金	1,373,782,000	1,415,504,000
繰越金	52,281,389	30,480,153
諸収入	1,826,190	5,368,410
歳出	8,390,000,139	8,726,516,783
総務費	225,669,090	220,379,714
保険給付費	7,841,061,925	8,249,462,163
地域支援事業費	130,903,191	155,462,241
基金積立金	156,959,156	93,287,465
公債費	126,348	343,395
諸支出金	35,280,429	7,581,805
歳入歳出差引	30,480,153	114,067,190
介護給付費準備基金		
期首残高	382,811,440	412,470,596
取崩額	127,300,000	143,120,000
積立額	156,354,000	92,486,000
利息	605,156	801,465
差引	29,659,156	-49,832,535
期末残高	412,470,596	362,638,061

<出典>桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課

2

保険料の算定に関する基本的な方針

(1) 保険料負担の水準

保険料負担の水準については、桑名市介護保険特別会計全体として、本計画の対象期間である平成27～29年度の3年を通じ、おおむね財政の均衡を確保することが可能となるよう、保険料基準額^(注261)を算定します^(注262)。

この点、今後とも、人口の高齢化が進展する中で、保険給付が増大することに伴い、保険料負担が増大することは、避けて通れません。

しかしながら、介護保険事業を安定的に運営するためには、要介護・要支援認定率の上昇を抑制するなど、保険料負担の増大を抑制する努力を不断に積み重ねることが重要です。

このため、桑名市では、保険料基準額を算定するに当たり、次に掲げる等の施策を反映します。

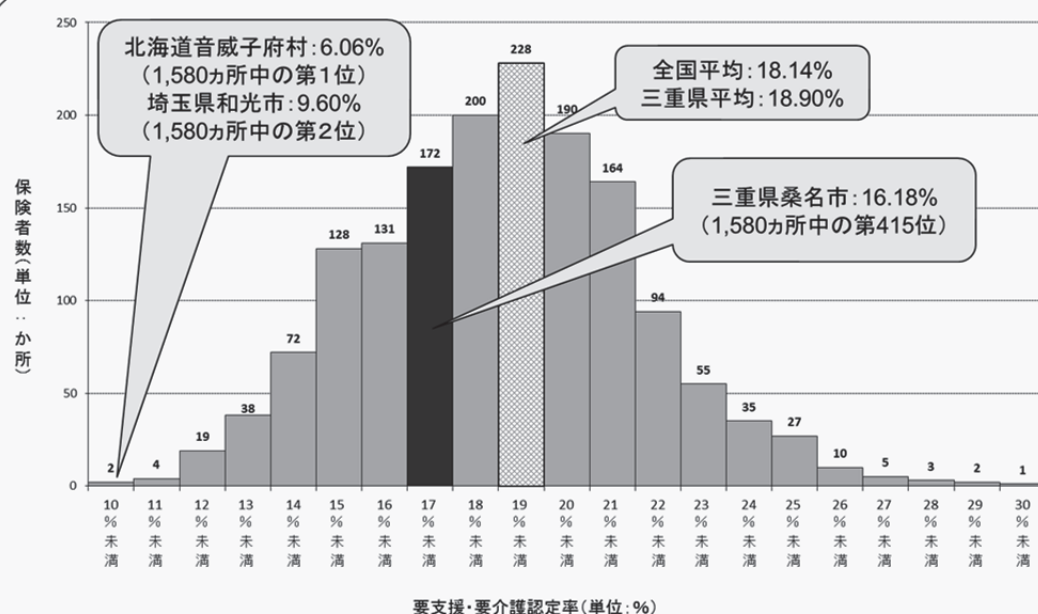
- ① 介護予防に資するサービスの提供が実現されるよう、身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出に取り組むため、平成27年度より、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施すること。
- ② 在宅生活の限界点を高めるサービスの提供が実現されるよう、施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの普及を促進するため、今後とも、従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスの提供体制の重点的な整備を推進すること。
- ③ 介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービスの提供が実現されるよう、多職種協働でケアマネジメントを支援するため、今後とも、「地域支援調整会議」のほか、「地域生活応援会議」を開催すること。

注261 保険料基準額とは、第1号被保険者1人当たりの平均保険料額をいう。

注262 保険料率は、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならない（介護保険法第129条第3項）。

なお、全国に先駆けて「コミュニティケア会議」と称される「地域ケア会議」を通じて多職種協働でケアマネジメントを支援する取り組みを実践してきた埼玉県和光市^{（注263）}は、全国平均を大幅に下回る水準の要介護・要支援認定率を実現しています【参考113】。

【参考113】全国の介護保険の保険者における
要介護・要支援認定率の分布（平成24年度）



<出典>介護保険事業状況報告（年報）

注263 「地域包括支援センター運営マニュアル2012～保険者・地域包括支援センターの協働による地域包括ケアの実現をめざして～」(平成24年3月長寿社会開発センター)は、埼玉県和光市の介護予防ケアマネジメントを紹介している。

具体的には、埼玉県和光市では、

- ① 平成24年度の要支援・要介護認定率が全国1,580保険者中の第2位に相当する9.60%、
- ② 平成24～26年度の保険料基準額（月額）が4,140円となっています。

これに対し、桑名市では、

- ① 平成24年度の要介護・要支援認定率が全国1,580保険者中の第415位に相当する16.18%
- ② 平成24～26年度の保険料基準額（月額）が4,761円となっています。

もっとも、介護給付等対象サービスを利用する必要があるにもかかわらず、念のため、要介護・要支援認定の申請をする、というような高齢者が少なくないと、地域全体で要介護・要支援認定率の上昇を抑制する努力の「見える化」が図られません。

むしろ、高齢者にとっても、直近の状態像に応じた的確なケアマネジメントに基づいて必要な介護給付等対象サービスを提供することが可能になるよう、介護給付等対象サービスを利用する必要性が生じた段階で、速やかに、要介護・要支援認定の申請をすることが適切です。

また、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が実施されると、要支援と認定されなくても、「基本チェックリスト」該当と判定されれば、介護予防・生活支援サービスを利用することが可能になります。

この点、桑名市及び桑名市地域包括支援センターにおいて、医療・介護専門職団体と連携しながら、地域住民に対し、様々な機会を通じて周知します。

(2) 保険料負担の配分

保険料負担の配分については、それぞれの第1号被保険者に対し、負担能力に応じた保険料負担を求めるため、所得段階別に設定された保険料率^(注264)で保険料額を算定します^(注265)。

この点、社会保障・税一体改革の一環として、平成26年介護保険制度改革に基づき、平成27年4月より、低所得の第1号被保険者に対して保険料負担を軽減する措置が講じられます。

具体的には、保険料率を設定する区分となる標準の所得段階及びそれに応じた標準の保険料率が6段階から9段階へ多段階化されるとともに、新しい公費負担^(注266)が段階的に創設されます【参考114】。

注264 保険料率とは、保険料基準額に対する割合をいう。

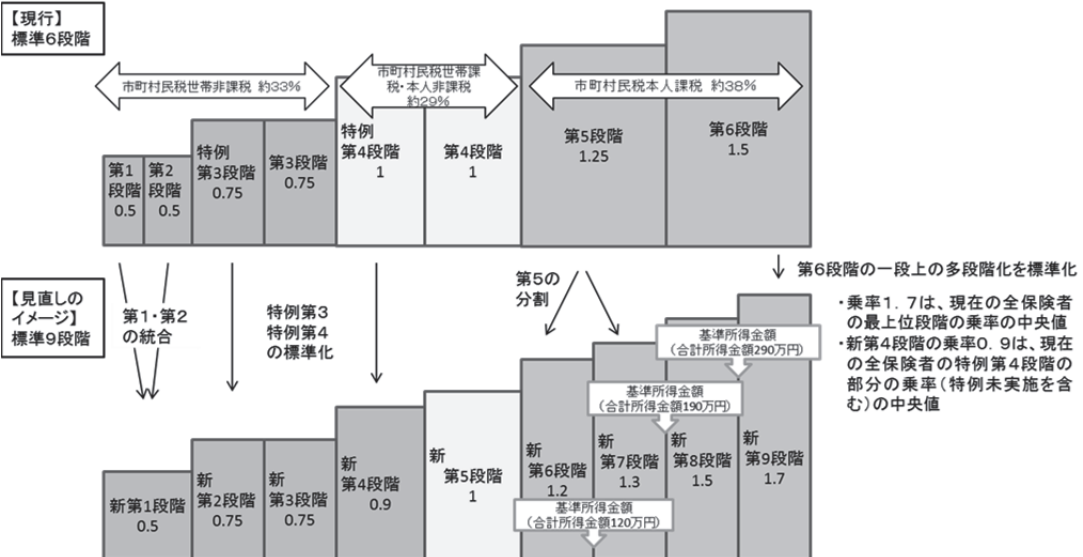
注265 「保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。」とされている（介護保険法第129条第2項）。

注266 低所得の第1号被保険者に対して保険料負担を軽減するための新しい公費負担については、国が50%、都道府県が25%、市町村が25%である（介護保険法第124条の2）。

【参考 1 1 4】低所得の第 1 号被保険者に対する 保険料負担の軽減に関する枠組み

標準の所得段階及び保険料率の多段階化

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
○なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。



新しい公費負担の創設

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

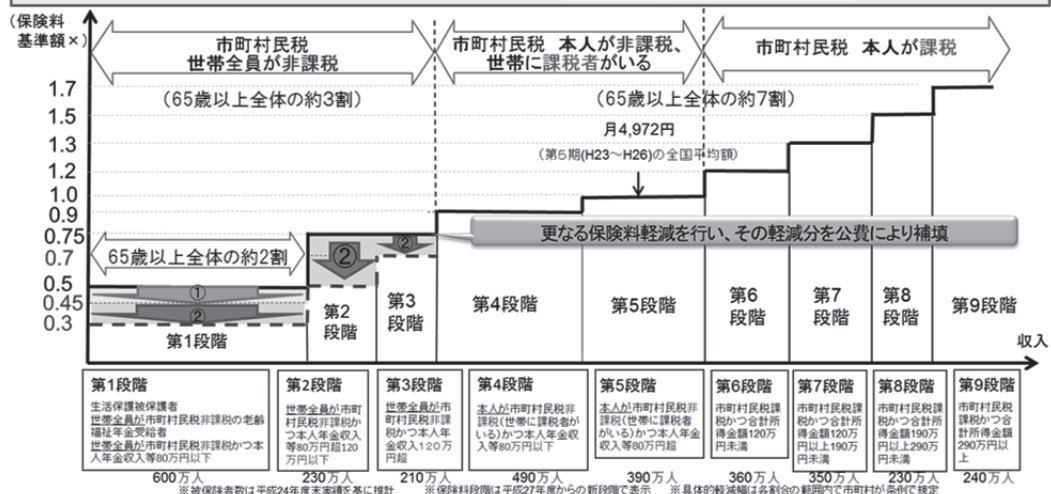
- ①平成27年4月(所要額:221億円)
第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

- ②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)
消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



<出典>厚生労働省

このため、桑名市では、標準の所得段階及び保険料率を基本としながら、平成24～26年度の所得段階及び保険料率^(注267)も勘案することにより、本計画の対象期間である平成27～29年度には、保険料率を設定する区分となる所得段階及びそれに応じた保険料率を11段階に設定します。

【図表7-2】標準と比較した桑名市における低所得者に対する保険料負担の軽減

区 分			標 準				桑名市			
			所得段階	保険料率			所得段階	保険料率		
				公費負担 前	公費負担後			公費負担 前	公費負担後	
					平成 27・28 年度	平成 29 年度			平成 27・28 年度	平成 29 年度
世帯 非課税	本人 非課税	生活保護 被保護者等	第 1 段階	0.5	0.45	0.3	第 1 段階	0.5	0.45	0.3
		本人年金収入 80 万円以下								
		本人年金収入 80～120 万円	第 2 段階	0.75	—	0.5	第 2 段階	0.65	—	0.5
		本人年金収入 120 万円超	第 3 段階	0.75	—	0.7	第 3 段階	0.75	—	0.7
		本人年金収入 80 万円以下	第 4 段階	0.9	—	—	第 4 段階	0.9	—	—
		本人年金収入 80 万円超	第 5 段階	1.0	—	—	第 5 段階	1.0	—	—
世帯 課税	本人 課税	本人所得金額 120 万円未満	第 6 段階	1.2	—	—	第 6 段階	1.2	—	—
		本人所得金額 120～190 万円	第 7 段階	1.3	—	—	第 7 段階	1.3	—	—
		本人所得金額 190～290 万円	第 8 段階	1.5	—	—	第 8 段階	1.5	—	—
		本人所得金額 290～400 万円	第 9 段階	1.7	—	—	第 9 段階	1.6	—	—
		本人所得金額 400～800 万円					第 10 段階	1.7	—	—
		本人所得金額 800 万円以上					第 11 段階	1.8	—	—

注267 桑名市では、平成24～26年度の所得段階及び保険料率を第1段階の0.45から第11段階の1.75までの11段階に設定した。

具体的には、標準の所得段階のうち、市町村民税が世帯非課税であり、かつ、本人年金収入が80万円超120万円以下である第2段階について、0.75という標準の保険料率に代えて、保険料率を0.65に設定します。

また、市町村民税が本人課税であり、かつ、本人所得金額が290万円以上である第9段階について、

- ① 本人所得金額が290万円以上400万円未満である第9段階
- ② 本人所得金額が400万円以上800万円未満である第10段階
- ③ 本人所得金額が800万円以上である第11段階

に区分した上で、それに応じ、1.7という標準の保険料率に代えて、保険料率を

- ① 1.6
- ② 1.7
- ③ 1.8

に設定します。

そのうち、市町村民税が世帯非課税である第1～3段階に関しては、段階的に、国及び三重県による負担の対象となる限度で、桑名市一般会計から桑名市介護保険特別会計への繰入れを実施します^(注268)。

^{注268} 平成26年7月28日に厚生労働省によって開催された「全国介護保険担当課長会議」では、「制度化された仕組み以外の保険料の減免（いわゆる単独減免）については、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、従前から申し上げてきているとおり、

- ・ 保険料の全額免除
- ・ 収入のみに着目した一律減免
- ・ 保険料減免分に対する一般財源の投入

については、適当ではないため、第6期を迎えるにあたって、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適切に対応していただきたい。」とされている。

3

保険料の算定の方法

(1) 保険料収納必要額

次のとおり、保険料収納必要額を算定します。

イ 第1号被保険者負担分相当額

標準給付費及び地域支援事業費に全国平均の第1号被保険者負担割合^(注269)を乗じることにより、第1号被保険者負担分相当額を算定します。

【図表7-3-1】第1号被保険者負担分相当額

単位：千円

区 分	平成 27～29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
第1号被保険者負担分相当額						
自然体	6,875,662	2,198,650	2,286,616	2,390,396	2,874,725	3,548,716
	↓ -3.3%	↓ -3.2%	↓ -3.4%	↓ -3.2%	↓ -1.7%	↓ -2.1%
施策反映	6,651,539	2,128,024	2,208,491	2,315,024	2,826,752	3,475,369

注269 第1号被保険者負担割合及び第2号被保険者負担割合は、全国における第1号被保険者数及び第2号被保険者数の比率に応じて按分される（介護保険法第125条第2項）。本計画の対象期間である平成27～29年度には、第1号被保険者負担割合が全国平均で22%、第2号被保険者負担割合が全国統一的に28%である。

□ 調整交付金相当額

標準給付費に全国平均の調整交付金^(注270) 交付割合^(注271) を乗じることにより、調整交付金相当額を算定します。

【図表 7－3－2】 調整交付金相当額

単位：千円

区 分	平成 27～29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
調整交付金相当額						
自然体	1,468,798	474,370	485,920	508,508	587,398	697,876
	↓ -3.5%	↓ -3.4%	↓ -3.7%	↓ -3.4%	↓ -1.8%	↓ -2.2%
施策反映	1,417,861	458,318	468,165	491,378	576,969	682,596

注270 国は、市町村に対し、介護保険の財政を調整するため、

- ① 第1号被保険者の年齢階級別の分布状況
- ② 第1号被保険者の所得段階別の分布状況

等を考慮して算定される調整交付金を交付する（介護保険法第122条第1項）。

注271 調整交付金交付割合は、全国平均で5%である（介護保険法第122条第2項）。

ハ 後期高齢者加入割合補正係数

全国と比較した桑名市における第1号被保険者の年齢階級別の分布状況を勘案することにより、後期高齢者加入割合補正係数^(注272)を算定します。

【図表 7－3－3】後期高齢者加入割合補正係数

単位：％

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
後期高齢者加入割合					
全 国	48.1	48.7	49.5	51.9	59.4
	↓ -1.3pt	↓ -1.1pt	↓ -1.1pt	↓ -0.4pt	↓ ±0.0pt
桑名市	46.8	47.6	48.4	51.5	59.4
後期高齢者加入割合補正係数					
全 国	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
	↓ +0.0218pt	↓ +0.0184pt	↓ +0.0165pt	↓ +0.0056pt	↓ +0.0003pt
桑名市	1.0218	1.0184	1.0165	1.0056	1.0003

注272 後期高齢者加入割合補正係数とは、全国平均の後期高齢者加入割合と各市町村の後期高齢者加入割合との格差を調整するための係数をいう。

二 所得段階別加入割合補正係数

全国と比較した桑名市における第1号被保険者の所得段階別の分布状況を勘案することにより、所得段階別加入割合補正係数^(注273)を算定します。

【図表 7－3－4】所得段階別加入割合補正係数

単位：％

区 分	全 国		桑 名 市
所得段階別加入割合	100.0		100.0
第1段階	19.2	－5.9pt	13.4
第2段階	7.4	－1.7pt	5.7
第3段階	6.7	－1.0pt	5.7
第4段階	15.9	＋1.1pt	17.0
第5段階	12.6	＋2.5pt	15.1
第6段階	11.7	±0.0pt	11.7
第7段階	11.3	＋1.9pt	13.2
第8段階	7.5	＋2.0pt	9.5
第9段階	7.7	＋1.0pt	8.7
所得段階別加入割合補正係数	1.0000	＋0.0579pt	1.0579

注273 所得段階別加入割合補正係数とは、全国平均の所得段階別加入割合と各市町村の所得段階別加入割合との格差を調整するための係数をいう。

ホ 調整交付金見込交付割合

全国平均の第1号被保険者負担割合に全国平均の調整交付金交付割合を加えた割合より、全国平均の第1号被保険者割合に後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数を乗じた割合を減じることにより、調整交付金見込交付割合を算定します。

【図表 7－3－5】 調整交付金見込交付割合

単位：％

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
調整交付金見込交付割合					
全 国	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
	↓ -1.78pt	↓ -1.70pt	↓ -1.66pt	↓ -1.47pt	↓ -1.40pt
桑名市	3.22	3.30	3.34	3.53	3.60

へ 調整交付金見込額

標準給付費に調整交付金見込割合を乗じることにより、調整交付金見込額を算定します。

【図表 7－3－6】調整交付金見込額

単位：千円

区 分	平成 27～29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
調整交付金見込額						
自然体	965,884	305,494	320,707	339,683	414,703	502,471
	↓ -3.5%	↓ -3.4%	↓ -3.7%	↓ -3.4%	↓ -1.8%	↓ -2.2%
施策反映	932,386	295,157	308,989	328,240	407,340	491,469

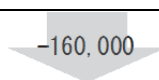
ト 介護給付費準備基金取崩額

平成24～26年度に積み立てられた介護給付費準備基金については、次に掲げる理由に基づき、平成27～29年度に3分の1程度を、平成32・37年度にそれぞれ3分の1程度を計画的に取り崩すものと想定します。

- ① 平成27～29年度の標準給付費等については、見込みと実績とが乖離する可能性も、想定されること。
- ② 平成32・37年度を見据えると、将来にわたって急激な保険料負担の増大を緩和する必要があること。

【図表7－3－7】 介護給付費準備基金取崩額

単位：千円

	平成 27～29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護給付費準備基金期首残高	490,000	320,000	160,000
介護給付費準備基金取崩額	 -170,000	 -160,000	 -160,000
介護給付費準備基金期末残高	320,000	160,000	0

チ 保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額、調整交付金相当額、市町村特別給付費及び保健福祉事業費の合計額に調整交付金見込額及び介護給付費準備基金取崩額の合計額を減じることにより、保険料収納必要額を算定します。

【図表 7－3－8】 保険料収納必要額

単位：千円

区 分	平成 27～29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
保険料収納必要額						
自然体	7,334,673	2,345,525	2,439,838	2,549,310	2,939,987	3,646,240
	↓ －3.3%	↓ －3.3%	↓ －3.4%	↓ －3.2%	↓ －1.7%	↓ －2.1%
施策反映	7,093,111	2,269,184	2,355,675	2,468,251	2,888,948	3,568,615

(2) 予定保険料収納率

次のとおり、予定保険料収納率^(注274)を算定します。

第1に、特別徴収^(注275)の方法で徴収することが見込まれる保険料に係る収納率については、平成27～29年度及び平成32・37年度の見込みを100%と想定します。

第2に、普通徴収^(注276)の方法で徴収することが見込まれる保険料に係る収納率については、平成24・25年度の実績を勘案して平成27～29年度及び平成32・37年度の見込みを想定します。

【図表7－3－9】 予定保険料収納率

単位：％

区 分	平成 24・25 年度 実績	平成 27～29 年度 見込み	平成 32 年度 見込み	平成 37 年度 見込み
特別徴収	100.0	100.0	100.0	100.0
普通徴収	88.2	88.2	88.2	88.2
合 計	98.7	98.7	98.7	98.7

注274 予定保険料収納率とは、保険料賦課見込額に対する保険料収納見込額の割合をいう。

注275 特別徴収とは、年金たる給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう（介護保険法第131条）。

注276 普通徴収とは、市町村が保険料を課せられた第1号被保険者又は当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第1号被保険者の配偶者に対して納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう（介護保険法第131条）。

(3) 所得段階別の補正第1号被保険者数

所得段階別の第1号被保険者数に所得段階別の保険料率を乗じることにより、所得段階別の補正第1号被保険者数^(注277)を算定します。

【図表7-3-10】補正第1号被保険者数

単位：人

区 分	平成 27～29 年度				平成32年度	平成37年度
	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
第1段階						
第1号被保険者	14,516	4,744	4,845	4,927	5,068	5,185
補正第1号被保険者	7,259	2,372	2,423	2,464	2,534	2,592
第2段階						
第1号被保険者	6,242	2,040	2,083	2,119	2,180	2,230
補正第1号被保険者	4,057	1,326	1,354	1,377	1,417	1,449
第3段階						
第1号被保険者	6,193	2,024	2,067	2,102	2,162	2,212
補正第1号被保険者	4,645	1,518	1,550	1,577	1,622	1,659
第4段階						
第1号被保険者	18,508	6,049	6,177	6,282	6,462	6,611
補正第1号被保険者	16,657	5,444	5,559	5,654	5,816	5,950
第5段階						
第1号被保険者	16,402	5,361	5,474	5,567	5,727	5,858
補正第1号被保険者	16,402	5,361	5,474	5,567	5,727	5,858
第6段階						
第1号被保険者	12,677	4,143	4,231	4,303	4,426	4,528
補正第1号被保険者	15,213	4,972	5,077	5,164	5,311	5,434
第7段階						
第1号被保険者	14,349	4,690	4,789	4,870	5,010	5,125
補正第1号被保険者	18,654	6,097	6,226	6,331	6,513	6,662
第8段階						
第1号被保険者	10,354	3,384	3,456	3,514	3,615	3,699
補正第1号被保険者	15,531	5,076	5,184	5,271	5,423	5,549
第9段階						
第1号被保険者	4,080	1,334	1,361	1,385	1,425	1,457
補正第1号被保険者	6,528	2,134	2,178	2,216	2,280	2,331
第10段階						
第1号被保険者	3,509	1,147	1,171	1,191	1,225	1,253
補正第1号被保険者	5,966	1,950	1,991	2,025	2,083	2,130
第11段階						
第1号被保険者	1,894	619	632	643	662	677
補正第1号被保険者	3,409	1,114	1,138	1,157	1,192	1,219
合 計						
第1号被保険者	108,724	35,535	36,286	36,903	37,962	38,835
補正第1号被保険者	114,319	37,364	38,153	38,802	39,916	40,833

注277 補正第1号被保険者数とは、保険料基準額の算定の基礎となる第1号被保険者数をいう。

(4) 保険料基準額

保険料収納必要額を予定保険料収納率で除した額を補正第1号被保険者数で除することにより、保険料基準額（年額）を算定します。

その上で、保険料基準額（年額）を12で除することにより、保険料基準額（月額）を算定します。

なお、平成32・37年度の保険料基準額（月額）については、現時点での見込みを推計しましたが、次期以降の介護保険事業計画及び老人福祉計画を策定するに当たり、本計画の進捗状況も踏まえ、改めて算定します。

【図表7-3-11】保険料基準額（月額）

単位：円

区 分		平成 27～29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
自然体	保険料基準額（月額）	5,417(100.0)	6,219(100.0)	7,539(100.0)
	標準給付費	5,144(95.0)	6,081(97.8)	7,330(97.2)
	訪問系、通所系、宿泊系等の在宅サービス	2,665(49.2)	3,209(51.6)	3,930(52.1)
	居住系の在宅サービス	561(10.4)	668(10.7)	803(10.6)
	施設サービス	1,685(31.1)	1,933(31.1)	2,274(30.2)
	その他	233(4.3)	271(4.4)	323(4.3)
	地域支援事業費	305(5.6)	365(5.9)	411(5.5)
	市町村特別給付費及び保健福祉事業費	93(1.7)	111(1.8)	129(1.7)
	介護給付費準備基金取崩額	-125(-2.3)	-338(-5.5)	-331(-4.4)
		-178	-108	-160
施策反映	保険料基準額（月額）	5,239(100.0)	6,111(100.0)	7,379(100.0)
	標準給付費	4,966(94.8)	5,973(97.7)	7,170(97.2)
	訪問系、通所系、宿泊系等の在宅サービス	2,561(48.9)	3,424(56.0)	4,354(59.0)
	居住系の在宅サービス	532(10.2)	615(10.1)	749(10.2)
	施設サービス	1,646(31.4)	1,685(27.6)	1,786(24.2)
	その他	227(4.3)	249(4.0)	281(3.8)
	地域支援事業費	305(5.8)	365(6.0)	411(5.6)
	市町村特別給付費及び保健福祉事業費	93(1.8)	111(1.8)	129(1.7)
	介護給付費準備基金取崩額	-125(-2.4)	-338(-5.5)	-331(-4.5)

※括弧内は、保険料基準額（月額）に占める構成比である。

(5) 所得段階別の保険料額

保険料基準額（年額）に所得段階別の保険料率を乗じることにより、所得段階別の保険料額（年額）を算定します。

その上で、所得段階別の保険料額（年額）を12で除することにより、所得段階別の保険料額（月額）を算定します。

なお、平成32・37年度における所得段階別の保険料額（月額）については、現時点での見込みを推計しましたが、次期以降の介護保険事業計画及び老人福祉計画を策定するに当たり、本計画の進捗状況も踏まえ、改めて算定します。

【図表 7－3－1 2】所得段階別の保険料額（月額）

単位：円

自然体	区 分	平成27・28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	第 1 段階	2, 438	1, 625	1, 866	2, 262
	第 2 段階	3, 521	2, 709	3, 109	3, 770
	第 3 段階	4, 063	3, 792	4, 353	5, 278
	第 4 段階	4, 875	4, 875	5, 597	6, 785
	第 5 段階	5, 417	5, 417	6, 219	7, 539
	第 6 段階	6, 501	6, 501	7, 463	9, 047
	第 7 段階	7, 042	7, 042	8, 084	9, 801
	第 8 段階	8, 126	8, 126	9, 328	11, 309
	第 9 段階	8, 667	8, 667	9, 950	12, 063
	第10段階	9, 209	9, 209	10, 572	12, 817
	第11段階	9, 751	9, 751	11, 194	13, 571



施策反映	区 分	平成27・28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	第 1 段階	2, 357	1, 572	1, 833	2, 214
	第 2 段階	3, 405	2, 619	3, 055	3, 689
	第 3 段階	3, 929	3, 667	4, 278	5, 165
	第 4 段階	4, 715	4, 715	5, 500	6, 641
	第 5 段階	5, 239	5, 239	6, 111	7, 379
	第 6 段階	6, 286	6, 286	7, 333	8, 855
	第 7 段階	6, 810	6, 810	7, 944	9, 593
	第 8 段階	7, 858	7, 858	9, 166	11, 068
	第 9 段階	8, 382	8, 382	9, 777	11, 806
	第10段階	8, 906	8, 906	10, 388	12, 544
	第11段階	9, 430	9, 430	10, 999	13, 282